

# サンシープラザ図書室利用規程

(令和3年1月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、サンシープラザ図書室（以下「図書室」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、株式会社REM（以下「REM」という。）が賃貸管理を行っている物件の入居者またはREMが認めた者とする。

(利用期間)

第3条 図書室の利用期間は、利用者が申し込んだ年の4月1日から3月31日までの1年間とする。また双方異議なき場合は、同一条件で継続するものとして、以降も同様とする。

2 利用者が図書室の利用を中止しようとするときは、2月末日までの予告をもって、利用を中止することができる。

(登録料・利用料)

第4条 利用者は、登録料を申し込み時に、利用料を利用期間の始期までにREMに対して支払うものとする。

2 登録料・利用料は以下の金額とし利用料の月割はないものとする。また利用者の会員・特別会員の区分については別に定めるものとする。

会員：登録料 20,000 円（税別）・利用料 4,000 円（税別）／月

特別会員：登録料 10,000 円（税別）・利用料 1,500 円（税別）／月

(開館時間)

第5条 図書室の開館時間は、午前8時から午後11時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、REMが必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(利用時間)

第6条 利用者は図書室を1日に最大3回使用できるものとし、1回あたり2時間を限度とする。

(休館日)

第7条 図書室は年間を通して利用できるが、REMが必要と認めたときは臨時に休館することができる。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、後記「利用マナーについて」に掲げる全事項を遵守しなければならない。

(弁償責任)

第9条 利用者は故意又は過失により施設、設備及び機器を損傷した場合は、速やかに弁償しなければならない。

(利用の停止)

第10条 REMは、この規程に違反した者でREMの指示に従わないものに対し、図書室の利用を停止することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、REMが定める。

[利用マナーについて]

1. 鳥取県外から帰県した利用者は、帰県後2週間は図書室の利用を控えること。
2. より多くの利用者が図書室を利用するために、席取りは禁止する。また使用は1日に最大3回とし、1回あたり2時間を限度とすること。
3. 静粛を保ち、他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
4. 喫煙及び飲食をしないこと。
5. 携帯電話等で通話しないこと。
6. 利用した机等は利用者で清掃し、次の利用者が気持ちよく利用できるようにすること。また発生したゴミは持ち帰ること。
7. 閉館時間の10分前には片付けなど退館準備を行い、退館すること。